

稲城市みどりのツリー・バンク実施要綱

〔 平成 6 年 3 月 8 日 〕
〔 市 長 決 裁 〕

（目的）

第 1 条 この要綱は、みどりのツリー・バンクの設置及び実施について必要な事項を定め、もって、みどりの保護及び育成を図り、みどり豊かな生活環境を確保することを目的とする。

（事業）

第 2 条 みどりのツリー・バンクは、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 樹木（盆栽、鉢植え等を除く。以下同じ。）のあっせん事業
- (2) 樹木の寄託事業
- (3) みどりの育成事業
- (4) 緑化の啓蒙

（樹木の提供、譲受け申込み）

第 3 条 市民が宅地開発等により不用になった樹木を無償で提供しようとするときは樹木提供申込書（第 1 号様式）により、樹木を譲り受けようとするときは、樹木譲受申込書（第 2 号様式）により市長に申し込むものとする。

（樹木供給のあっせん）

第 4 条 市長は、前条の申込みにより樹木の供給をあっせんするものとする。

（樹木の譲受け）

第 5 条 市長は、前条第 1 項のあっせんが成立しなかった樹木で、次の各号に該当するものを公園、学校その他の公共施設に植樹するため、移植適期に譲り受けることができる。

- (1) 中、高木については、原則として幹周り 30 センチメートル以下とする。

ただし、由緒ある樹木については、この限りでない。

- (2) 比較的若木であり、活着率がよいもの。
- (3) 公共施設等への植栽に適しているもの。
- (4) 病虫害におかされていないもの。
- (5) 樹容が美観上すぐれているもの。

(樹木の寄託)

第 6 条 市長は、市民の所有する樹木で一時移動の必要があるものを、期間を定めてみどりのツリー・バンクにおいて預かり、保管することができる。

2 樹木の寄託期間は、原則として搬入後 1 年以内とする。

3 市長は、樹木について必要な管理をするものとし、樹木に枯死、損傷、滅失等の事故が発生したときは、損害賠償の責めを負わない。

(寄託の手続)

第 7 条 樹木の寄託を希望する者は、樹木寄託申込書 (第 3 号様式) により市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の申込みを適当と認めるときは、樹木寄託承認書 (第 4 号様式) を交付する。

3 前項の承認を得た者は、樹木をみどりのツリー・バンクに運搬し、市長の指定する場所に植栽するものとする。

(樹木の引取り)

第 8 条 樹木を寄託した者は、寄託期間が満了したとき、又は寄託の理由がやんだときは、速やかに市長に申し出て、当該樹木を引き取らなければならない。

この場合において、期間満了後においても引き取られない樹木は、市長が処分することができる。

(経費の負担)

第 9 条 樹木の移植、運搬等に要する費用は、提供者及び譲受者の負担とする。

ただし、樹木の寄託については、寄託者の負担とする。

(みどりの育成事業)

第 10 条 市長は、幼苗を植栽し、育成のうえ、苗木及び記念樹として市民に供給し、みどりの育成に努めるものとする。

(緑化の啓蒙)

第 11 条 市長は、庭園樹、生垣、ミニ庭園等緑化見本園を設置し、市民に開放して知識の啓蒙に努めるものとする。

(庶務)

第 12 条 みどりのツリー・バンクに関する庶務は、建設部公園緑地課において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。